

水第3号議案 横浜市水道条例の一部改正

1 趣旨

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者^{※1}及び水道技術管理者^{※2}の資格に必要な学歴及び学科要件の追加並びに実務経験年数の見直しを行うため、同資格に関する横浜市水道条例の一部を改正します。

※1 布設工事監督者：水道の布設工事（水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事）の施行に関する技術上の監督業務を行う者

※2 水道技術管理者：水道の管理に関する技術上の業務を担当し、それらの業務に従事する他の職員を監督する者

2 条例改正の概要

(1) 布設工事監督者

学歴・学科要件及び実務経験年数等について、表-1のとおり変更します。

なお、実務経験については、現行では必要な技術上の実務経験年数は水道に関する実務経験のみとされていますが、本改正により、実務経験年数の少なくとも半分は水道に関する実務経験を必要とし、残りの実務経験年数には、工業用水道、下水道、道路及び河川分野における実務経験についても算入可能とします。

表-1 布設工事監督者の資格要件（いずれかの条件を満たす者）

分類			技術上の実務経験年数	
			現行	改正案
大学卒業 <短期大学を除く> ()内は、大学院にて1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した場合	土木工学科又はこれに相当する課程	衛生工学又は水道工学を履修	2年以上 (1年以上)	項目削除
		上記以外を履修	3年以上 (2年以上)	項目削除
	土木工学科又はこれに相当する課程		—	3年以上 (2年以上)
	機械工学科・電気工学科又はこれに相当する課程		—	4年以上 (3年以上)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程		5年以上	5年以上
	機械科・電気科又はこれに相当する課程		—	6年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程		7年以上	7年以上
	機械科・電気科又はこれに相当する課程		—	8年以上
水道の工事に関する技術上の実務経験のみ			10年以上	10年以上
技術士 上下水道部門二次試験合格者			1年以上	1年以上
一級土木施工管理技士 二次検定合格者 ^{※3}			—	3年以上

※3 国家資格に係る要件については、本条例では水道法施行規則の規定を適用しており、同規則の改正により追加された一級土木施工管理技士を、新たに資格要件に追加します。

(2) 水道技術管理者

学歴・学科要件及び実務経験年数等について、表－2のとおり変更します。

なお、実務経験については、布設工事監督者と異なり、本改正後も現行どおり、技術上の実務経験年数は全て水道に関する実務経験を必要とします。

表－2 水道技術管理者の資格要件（いずれかの条件を満たす者）

分類		技術上の実務経験年数	
		現行	改正案
布設工事監督者の資格を有する者			項目削除※4
大学卒業 ＜短期大学を除く＞	土木工学科又はこれに相当する課程	—	3年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する課程又はこれらに相当する課程	4年以上	4年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程	5年以上	5年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程 修了	土木科又はこれに相当する課程	—	5年以上
	土木科以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する課程又はこれらに相当する課程	6年以上	6年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程	7年以上	7年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程	—	7年以上
	土木科以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する課程又はこれらに相当する課程	8年以上	8年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程	9年以上	9年以上
水道に関する技術上の実務経験のみ		10年以上	10年以上
技術士 上下水道部門二次試験合格者		1年以上	1年以上
一級土木施工管理技士 二次検定合格者※5		—	3年以上
国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けたもの（日本水道協会）が行う登録講習の課程を修了した者		不要	不要

※4 「布設工事監督者の資格を有する者」の項目削除については、本改正により、布設工事監督者と水道技術管理者の実務経験の要件が異なることになるためです。

※5 国家資格に係る要件については、本条例では水道法施行規則の規定を適用しており、同規則の改正により追加された一級土木施工管理技士を、新たに資格要件に追加します。

3 施行期日

令和7年4月1日（水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正の施行日と同日とします。）

新旧対照表（横浜市水道条例の一部改正）

条例等名称：横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）

現行	改正案
<p>(第1条から第36条の4まで 省略)</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第36条の5 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目</u>を修めて卒業した後、<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験</u>を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験</u>を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験</u>を有する者</p>	<p>(第1条から第36条の4まで 省略)</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第36条の5 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学<u>において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（<u>次号において「短期大学等」という。</u>）<u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、同号において同じ。）</u>、<u>5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に</u></p>

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 規則第9条各号に定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

第7章 水道技術管理者の資格

第36条の6 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条各号のいずれかに該当する資格を有する者

従事した経験を有する者に限る。)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 規則第9条第1項各号に定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

第7章 水道技術管理者の資格

第36条の6 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 規則第14条各号に定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

(以下省略)

- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 規則第14条各号に定めるところにより、前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

(以下省略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。